

令和3年2月26日召集

令和2年度2月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後1時53分から午後2時45分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(18人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	15番	阿部	信哉		
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(1人) 14番 高橋潤一

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第5号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案 第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第8号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について

報告事項 買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条転用届出の受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農政振興部会の報告について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹 農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>14番 高橋委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p><あいさつ></p>
議 長	<p>ただ今から、2月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、2月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、12番 伊藤委員、13番 阿部委員を指名いたします。それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>資料1、議案書8ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区4件、味方地区5件、月潟地区1件でございます。1号から4号につきましては農地売却による解約、9ページ、5号は賃借人の変更による解約、6号は賃貸人の都合による解約、7号、8号は賃借人の変更による解約で、議案第5号中間管理新規6号の関連案件、10ページ、9号は賃借人の変更による解約で、議案第5号一般案件新規12号の関連案件、10号は賃借人の変更による解約です。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明は終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。議案第5号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第5号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。資料2、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定15件、売買1件、合計16件、利用権の更新が29件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年2月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、2,786㎡、契約期間10年、件数7件、田、20,997㎡、畑、802㎡、合計で件数9件、面積24,585㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、18,463㎡、契約期間10年、件数3件、田、10,339㎡、畑、1,259㎡、合計で件数5件、面積30,061㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間6年、件数1件、田、1,021㎡、所有権移転、売買1件、田、2,636㎡、合計で件数2件、面積3,657㎡です。続いて、次のページ、更新について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数6件、田、41,767㎡、畑、411㎡、契約期間6年、件数1件、田、10,775㎡、契約期間10年、件数18件、田、135,891㎡、合計で件数25件、面積188,844㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間10年、件数1件、田、16,629㎡、畑、153㎡、合計で件数1件、面積16,782㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間6年、件数1件、田、919㎡、契約期間10年、件数2件、田、30,278㎡、合計で件数3件、面積31,197㎡です。一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が6件、田畑合計で42,178㎡、契約期間6年が7件、合計で33,964㎡、契約期間10年が31件、田畑合計で216,348㎡、所有権移転が売買1件、面積2,636㎡、農地異動の合計は45件、295,126㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。

新規の利用権設定については1ページから3ページの1号から15号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替又は現金、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期・終期の期間が記載されています。次に、利用権の更新については4ページから9ページの1号から29号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。貸借期間の終期に合わせて、利用権の再設定をするものとなります。令和3年3月に期間が終了する契約について、令和2年9月に受け手・出し手の双方に終期・更新の通知書を送付しています。次に、所有権移転

の売買については10ページの1号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。次に、利用権の移転についてです。11ページをご覧ください。利用権の移転1件、筆数1筆、面積合計1,962㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利・利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期・終期、借賃、支払い方法が記載されています。

続いて、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年2月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数4件、田、88,597㎡、畑、1,695㎡、面積合計で90,292㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数4件、田、72,815㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、13,757㎡です。農地異動の合計は、件数10件、面積合計で176,864㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ・2ページの1号から10号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ここで、資料2、議案第5号に委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員はその審議から除斥されることとなりますので、退室をお願いします。一般案件 3ページ 新規12号の関係委員は、退室をお願いします。

(9番 平原委員 退室)

議長 それでは、利用集積計画の一般案件 新規12号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、新規12号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(9番 平原委員 入室)

議 長 それでは、先議した案件以外の議案第5号について、ご質問、ご意見はありませんか。

10番 帯瀬委員 10番 帯瀬です。資料2の9ページ更新で、28号の現金の欄が空欄になっているがどうか。

事務局 前回の契約も賃借料は無く、そのまま更新したものです。システム上、このように記載されます。

10番 帯瀬委員 面積が少ないので、そうではないかと思っておりました。

議 長 よろしいですか。

10番 帯瀬委員 はい。

議 長 他にありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第5号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

つづきまして、議案第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第8号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区1件、月潟地区1件でございます。1号の申請地は下山崎で、転用目的は用悪水路敷地ですが、すでに工事完了済で違反転用になります。申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページに記載のとおり、宅地化の状況が、住宅の用、若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦していることから、第3種農地に分類され、追認で許可相当と判断しております。2号の申請地は大別當で、転用目的は太陽光発電設備敷地で一時転用になります。転用面積については、この発電設備の支柱部分の面積を合計した面積です。なお、申請者は認定農業者であることから、10年の転用期間となります。申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請にかかる審査表の3ページに記載のとおり、農用地区域内農地ですが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。

続いて2ページ議案第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区1件、味方地区1件でございます。1号の申請地は高井東2丁目で転用目的は個人住宅建築敷地、2号の申請地は山王で転用目的は個人住宅増築敷地になります。1号、2号、それぞれの申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、5ページ及び7ページに記載のとおり、宅地化の状況が、住宅の用、若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦していることから、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。味方地区1件、月潟地区1件でございます。1号の申請地は七穂で契約内容は売買、2号の申請地は木滑で契約内容は贈与です。当日配布資料、農地法第3条調査書、9ページ及び10ページに記載のとおり、2件とも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第6号、議案第7号、追加議案第8号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の12番 伊藤委員から報告をお願いいたします。

第2調査
委員長

去る、2月22日 午後2時から、第2調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第4条許可申請2件、農地法第5条許可申請2件、農地法第3条許可申請2件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は下山崎で面積は19㎡です。転用目的は、用悪水路敷地になります。申請地に隣接地からの雨水等を放流するための排水路を整備するものですが、転用許可を受けずに、すでに工事完了済であります。今回、始末書付きで許可申請がありました。申請地は第3種農地に分類

され、土地改良区とも協議済であり、違反転用ではありますが、追認で許可相当と判断し、今後は、違反転用をおこなわないよう指導いたしました。続いて2号の4条許可です。本人からおいでいただきました。申請地は、大別當で面積は1,482㎡のうち3,09㎡です。転用目的は、太陽光発電設備の設置で、一時転用の期間は10年間になります。農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地を有効利用する計画です。いわゆる営農型発電設備の設置になります。申請地は、平成27年から太陽光発電設備を設置済みで、3年ごとに一時転用許可を受けて来ましたが、転用期間が切れるため継続の申請になります。下部農地には牧草を栽培し、平均的な単収の8割以上を確保していること、また、周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼしていないことを確認しました。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外として、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するためのものに該当するとともに、土地改良区と協議済、また、農用地区域内農地のため新潟市長の同意も得ていることから、許可要件に該当していると判断し、今後も下部農地における、営農の適切な継続を確保するよう指導しました。

続いて議案書2ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は高井東2丁目で面積は219㎡です。転用目的は、個人住宅建築敷地で契約内容は売買になります。現在、高井興野のアパートに居住していますが、子供も生まれ手狭になったことから、申請地を購入し、個人住宅を建築する計画です。続いて2号の五条許可です。代理人からおいでいただきました。申請地は山王で面積は66㎡です。転用目的は、個人住宅増築敷地で、契約内容は売買になります。申請者の子が結婚し同居するため、自宅に隣接する申請地を購入し、個人住宅を増築する計画です。1号、2号、それぞれの申請地は第3種農地に分類され、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、それぞれ許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は七穂の畑1筆、面積は333㎡、契約内容は売買による所有権移転です。申請理由は譲渡人が労力不足、譲受人は相手方の要望です。譲受人が申請地と隣接する農地を所有・耕作されており、この自己所有農地と共に申請地を耕作するため、譲受人が買受けるものです。続いて2号です。申請地は木滑の田4筆、面積は182㎡、契約内容は贈与による所有権移転です。申請地に隣接する農地は1月総会において承認した、基盤強化法の売買により、譲渡人から譲受人が取得する手続きを進めておりますが、申請地が漏れていたため、今回、贈与により取得し一体として利用する計画です。なお、1号、2号とも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議 長

事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第6号、7号及び追加議案第8号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第6号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第6号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、議案第7号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第7号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第8号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第8号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。新潟市農用地利用配分計画(案)について、買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について、買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条転用届出の受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。1枚めくっていただいて、令和3年2月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数4件、田、88,597㎡、畑、1,695㎡、面積合計で90,292㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数4件、田、72,815㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、13,757㎡です。農地異動の合計は、

件数10件、面積合計で176,864㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページの1号から2ページの10号までとなります。農地の所在、地目、面積等については記載のとおりです。このほか、中間管理権の移転が2件ありました。詳細につきましては3ページのとおりとなります。

次に資料1、議案書4ページをご覧ください。買受適格証明交付済案件に対する、農地法第3条許可の処分についてご説明いたします。1号から5ページ9号まで、それぞれの譲受人が落札し、1月27日付けで、新潟市長が農地法第3条許可の処分を行った旨の通知を受けましたので、報告いたします。

続いて6ページをご覧ください。買受適格証明交付済案件に対する、農地法第5条転用届出の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件で、競売落札です。転用内容につきましては、露天駐車場敷地で1月25日に受理しました

続いて7ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件で、転用内容につきましては老人ホーム建築敷地で1月15日に受理しました

続いて11ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区2件、味方地区1件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。以上で、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がないようですので、ただいまの報告事項は承認されました。

つきまして、1月に農政振興部会が開催されておりますので、別紙、農政振興部会報告資料に基づき、農政振興部会長の19番 清水委員から報告をお願いいたします。

農政振興部会長 農政振興部会報告をいたします。去る1月29日午後3時から本会場におきまして、令和2年度第1回農政振興部会を開催いたしましたので報告します。当日の出席委員は16名、そのほか部会外委員2名、事務局3名の出席でした。はじめに、令和2年の農地の実勢価格について事務局の説明がありました。金額は昨年1月から12月までに公告された、賃貸借契約を基に算出しています。田については南区内で算出し、最低額5,000円、最高額30,000円、平均額20,500円としました。畑については市内全域を対象に算出し、最低額1,000円、最高額15,000円、平均額9,300円でありました。

次に、令和3年度の農作業賃金・機械作業料金の標準額について、市内及び隣接市町の資料を基

に、事務局より説明を受け、協議に入りました。令和2年度標準額の設定は、雇用賃金で北区、中央区、西区、加茂市において変動がありました。また、新潟県最低賃金が10月1日で改定され、830円から1円引き上げられましたので、雇用賃金の花き作業(内)について、1時間当たり830円から840円に、畑作業(外)について、1時間当たり830円から840円に変更することが妥当との結論に至りました。また、機械作業料金では西区、三条市、加茂市、田上町で変動ありましたが、北区、中央区、秋葉区、西蒲区では、全項目で据え置きとなっており、南区においては令和2年度と同額とし、据え置くこととするという結論に至りました。

以上で、農政振興部会の報告を終わります。

議長 農政振興部会長の報告が終わりました。ただいまの報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご質問、ご意見がないようですので、ただいまの報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項について終了し、以上で2月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 〈連絡事項〉

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 伊 藤 隆

署名委員 阿 部 源一郎